

第 1 回文化芸術に関わる意見交換会 検討資料

1 . さいたま市文化芸術都市創造条例の概要	
(1) さいたま市文化芸術都市創造条例	2
2 . 本会議の位置づけ及び進め方	
(1) 会議体の概要	6
(2) 開催スケジュール	7
3 . 討議テーマ	8

1. さいたま市文化芸術都市創造条例の概要

(1) さいたま市文化芸術都市創造条例

さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことのできる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

（市民等の相互理解等）

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

（文化芸術都市の創造のための計画）

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するた

め、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の計画の策定及びその変更にあたっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

- 3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

- 4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

- 5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。

- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

- 8 市は、前各項に定める施策の実施にあたっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するよう配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）
 - (3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第 2 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会は、第 1 項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

（施策の効果的な推進のための意見交換）

第 11 条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本会議の位置づけ及び進め方

(1) 会議体の概要

さいたま市文化芸術都市創造審議会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第10条

内 容：計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議する

構成員：10人（学識経験者、公募市民等、市内事業・文化芸術活動者）

文化芸術に関する意見交換会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第11条

内 容：文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等、文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者が相互に意見交換する

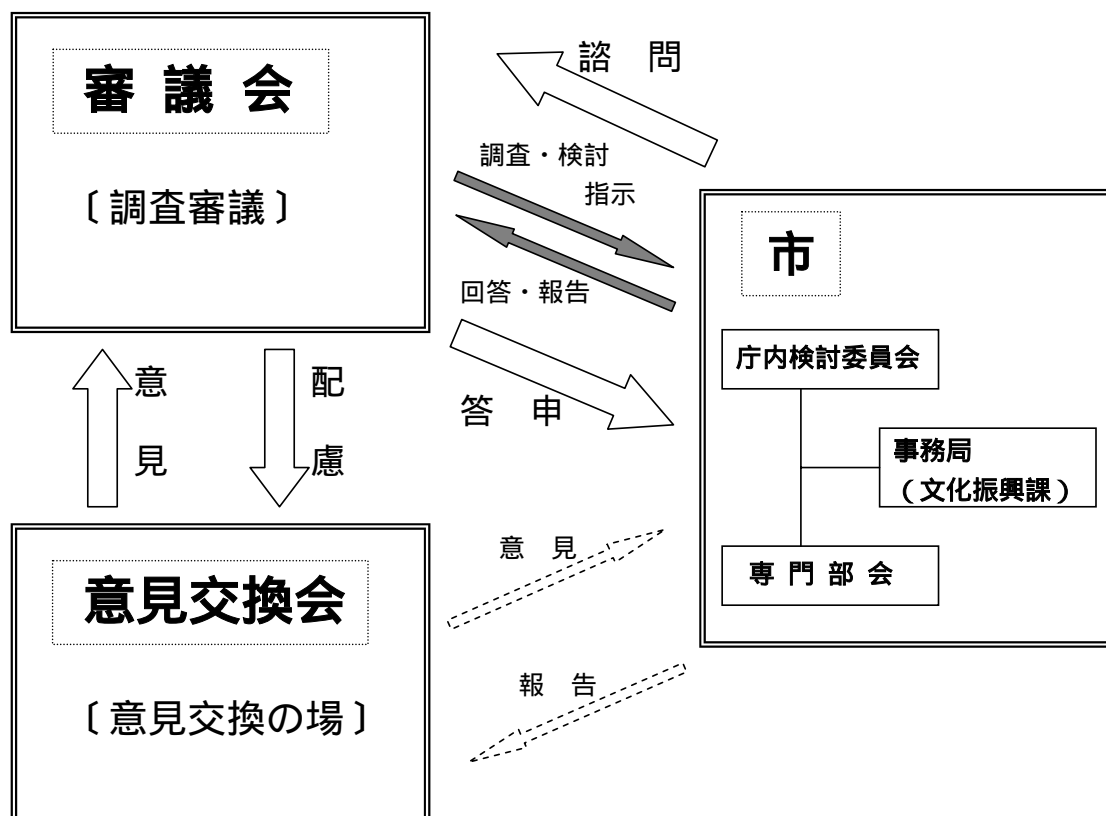
構成員：13人（市、市民等、文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者）

さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内検討委員会

内 容：さいたま市文化芸術都市創造条例第6条の規定に基づく文化芸術都市の創造のための計画を策定するに当たり、必要な事項について検討を行う

構成員：18名（スポーツ文化部長、次長及び庁内関係所管課長等）

イメージ



(2) 開催スケジュール

【主な内容】

平成
24年
5月

第1回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造条例等の主旨説明
- ・文化芸術都市創造計画の基本体系の検討
- ・アンケートの検討

第1回 文化芸術に関する
意見交換会

- 【意見交換】
- ・さいたま市の文化芸術における課題
 - ・文化芸術の振興及び地域活性化への取り組み他

第1回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造条例等の主旨説明
- ・審議会・意見交換会での内容を踏まえた計画の方向性の検討

アンケート調査の実施

アンケートの結果を踏まえた、文化芸術都市創造計画 [骨子案] の作成

平成
24年
10月
12月

第2回 文化芸術に関する
意見交換会

- 【意見交換】
- ・文化芸術都市創造計画で重視すべき要素
 - ・文化芸術振興に向けた市民の役割
 - ・各施策、シンボル事業他

第2回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造計画・骨子案に関する検討
- ・各施策、シンボル事業の検討

第2回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造計画・骨子案に関する検討
- ・各施策、シンボル事業の検討

文化芸術都市創造計画 [素案] の文案作成

平成
25年
1月
2月

第3回 文化芸術に関する
意見交換会

- 【意見交換】
- ・文化芸術都市創造計画・骨子案
 - ・各施策、シンボル事業他

第3回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造計画・素案に関する検討
- ・各施策、シンボル事業の検討

第3回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造計画・素案に関する検討
- ・各施策、シンボル事業の検討

文化芸術都市創造計画 [素案] の作成

[平成 25 年 4 月以降]

- 4~5月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
- 6月 パブリックコメント
- 7月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
- 9月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
計画決定

3 . 討議テーマ

(1) 文化芸術活動 (事業) の実施および参加状況

文化芸術活動 (事業) の実施や参加状況について、お伺いします。皆様が行っている活動 (事業) やその成果、参加している活動をご紹介下さい。参加していない方は、その理由や今後やってみたいことなどをお聞かせ下さい。

(2) さいたま市における文化芸術に関わる事業や活動の課題

さいたま市における文化芸術活動において、どんな課題を感じていますか？ 個人として活動を行う際の課題、事業者として事業を推進する上での課題、市の文化施策における課題など、それぞれのお立場で感じる幅広いご意見をお聞かせ下さい。

(3) さいたま市における文化芸術の振興と地域活性化への取り組み

文化芸術都市創造計画は、文化芸術そのものの振興に加え、文化芸術による地域活性化を目指すものです。本計画を実現するため、どのような取り組みが必要でしょうか？ 特に重視すべき文化やテーマ、展開すべき活動や行政としての支援など、自由なご意見をお聞かせ下さい。

(4) 文化芸術都市のイメージ

条例を読んで、どんなイメージをお持ちになりましたか？ 文化芸術都市としてのさいたま市はどのようなまちになっていると思いますか？

(5) その他

その他、質問、提案などがあれば、お聞かせ下さい。